

トピックス

- 全国独占禁止業務会議、開催される——23年の独占禁止任務が明確に
- 金誠同達の2023年から2025年までを任期とする本部・各オフィス・支部の執行機構人員の任職、公告される

法令速報

- 国家知的財産権局、「中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」を公布
- 全国人民代表大会常務委員会、「外国国家免除法(草案)」を公布
- 全国人民代表大会常務委員会、「増値税法(草案)」を公布
- 最高人民法院と最高人民検察院、「知的財産権侵害刑事事件の処理に適用する法律の若干の問題に関する解釈(意見募集稿)」を公布

弁護士コラム

- 中国における「独占禁止法」改定の要点および企業側のこれへの対応(第三編)

全国独占禁止業務会議、開催される——23年の独占禁止任務が明確に

国家市場監督管理総局は2023年2月の上旬、2023年全国市場監督管理システム独占禁止業務会議を開催しました。同会議におきましては2022年の中国における独占禁止上の立法と法執行の業績が振り返られ、2023年の独占禁止法執行上の重点任務が明確にされました。

会議における紹介によりますと、2022年度の中国における独占禁止上の立法と法執行の成果は顕著であり、立法の面におきましては独占禁止法の15年間で初となる改正の公布が完成しただけではなく(改正の内容の解説につきましては後文の弁護士コラムをご参考いただくことができます。)、さらには相応の6本の関連

法令等の改正にも既に着手されています。

法執行の面におきましてはプラットフォーム管理の厳格化と民生の分野における独占行為の大々的な肅正が行われ、法により摘発した各種の独占案件は通年で 187 件、制裁金額・没収金額は 7.84 億元にそれぞれ上っています。さらに、国家市場監督管理総局は一部の企業結合審査業務の展開を北京、上海、広東、重慶、山西などの五つの省・市の市場監督管理部門に委託しており、中央と地方の二つのレベルにおける企業結合の分類・分級審査メカニズムが実施されています。結審した企業結合案件は通年で 794 件、法的申告未履行案件の公開処罰件数は 32 件にそれぞれ上っています。また、半導体・交通運輸の分野における 5 件は条件付きで承認されています。

2023 年の独占禁止法執行の任務につきましても、プラットフォーム経済に対する監督の常態化・強化、民生の分野における独占禁止法執行の重点的な推進、重点分野における企業結合審査の強化、知的財産権の分野における独占禁止に対する監督管理の深化の模索などの手配が会議において行われています。

金誠同達の 2023 年から 2025 年までを任期とする 本部・各オフィス・支部の執行機構人員の任職、公告される

金誠同達第十五期マネジメント委員会の第二次会議におきましては 2023 年 2 月 6 日、「2023 年から 2025 年までを任期とする本部・各オフィス・支部の執行機構人員の任職に関する議案」が審議を経て可決されました。本部・各オフィス・支部の執行機構人員の名簿は目下既に正式に公開されており、張国棟弁護士は本部の執行機構の副主任に再任いたしました。

2022 年に金誠同達は創立三十周年を迎えました。金誠同達の本部と各支部の新たな代の執行機構の先導の下、当所は次の三十年を見据え、専門的な実力をもって市場のサービス基準を確立し、中国の専門的な法律サービスの先駆者、ならびに公共法律サービスの推進者、および熱心な実践者となって参ります。

国家知的財産権局、「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」を公布

国家知的財産権局は 2023 年 1 月 13 日、「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、社会からの意見を公に募集した。意見のフィードバック期限は 2023 年 2 月 27 日までとされている。「意見募集稿」においては「商標法」が全 10 章、101 条に拡充されている。そのうち、新たに追加された条文は 23 条、既存の条文からの分離を経て形成された新たな条文は 6 条、実質的に改正された条文は 45 条にそれぞれ上っている。

改正の内容には、異議提起申請期限の(2 か月への)短縮、商標登録申請処理費用の未納と当該商標登録申請の未提出との同視化、商標登録後における 5 年を周期とする商標使用状況主体的説明制度の確立、使用状況または正当な理由の説明未履行と登録商標専用権の自発的放棄との同視化などが含まれている。

(出典：https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html)

全国人民代表大会常務委員会、「外国国家免除法(草案)」を公布

第十三回全国人民代表大会常務委員会第三十八次会议において公布された「外国国家免除法(草案)」(以下「草案」)の意見公募期間は 2023 年 1 月 28 日に終了し、当該期間中、合計 104 件のフィードバックが行われている。当該法は中国の涉外法律体系における重要な制度の一つとして今後の動向には高い関心が寄せられている。

総体的に述べると、当該「草案」の規定は基本的には国際的な通用規則に連動している。草案においては外国国家およびその財産が中国の裁判所において管轄免除権を享有するという原則が明確にされているとともに、外国国家が管轄を受ける方法も規定されており、外国国家が商業活動に従事する場合、個人の提供する労働または労務を受けるために個人と契約を締結する場合、人身・財産上の損害を引き起こした場合などの管轄免除権を享有しない具体的な状況が明確にされている。

(出典：<http://www.npc.gov.cn/flcaw/more.html>)

全国人民代表大会常務委員会、「増値税法(草案)」を公布

「中華人民共和国増値税法(草案)」(以下「草案」)は 2023 年 1 月 28 日、社会からの意見の公募を終了した。意見募集期間中、合計 430 件のフィードバックが寄せられている。「草案」においては総体的には現行の税制の枠組みと租税負担水準が維持されているものの、簡易徴税、販売と同視される状況、控除不能な仕入税額、混合販売などの面においては若干の変化が発生している。増値税は企業の生産経営における最も重要な税種であることから、今後の立法の動向には引き続き留意を要する。

(出典：<http://www.npc.gov.cn/flcaw/more.html>)

最高人民法院と最高人民検察院、「知的財産権侵害刑事事件の処理に適用する法律の若干の問題に関する解釈(意見募集稿)」を公布

最高人民法院と最高人民検察院は 2023 年 1 月 13 日、「知的財産権侵害刑事事件の処理に適用する法律の若干の問題に関する解釈(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)に対する社会からの意見を公募した。

「意見募集稿」においては、知的財産権刑事司法保護の強度が更に引き上げられており、「刑法」上の商標権、特許権、著作権、営業秘密等の知的財産権の侵害罪に対する認定や適用基準等に対する詳細な規定が行われている。意見の公募期限は 2023 年 3 月 5 日までとされている。

(出典：<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-386871.html>)

中国における「独占禁止法」改定の要点および企業側のこれへの対応

弁護士 張国棟 李太陽

中国における「独占禁止法」の 2008 年 8 月 1 日の施行から 14 年あまりの歳月を経て、昨今における中国当局の一連の法執行活動は、既に世界的な関心を集めるまでになり、2022 年 6 月 24 日の改定後におきましては、各界からの更なる重点的な関心が寄せられています。今回の改定は同年の 8 月 1 日に既に発効し、当該日から実施されています。グローバルにビジネスを展開する日系企業や多国籍企業も中国における「独占禁止法」の関連リスクをますます重視するようになっていきます。そこで、本項におきましては中国における「独占禁止法」改定の要点、企業側のコンプライアンス上の対応などの九つの部分を四回に分けて紹介させていただきます。

今回は三回目としまして、「セーフハーバー」制度の明確な導入、およびハブアンドスポーク協定に対する規制の明確化について、掲載させていただきます。

3、「セーフハーバー」制度の明確な導入

3.1. 「セーフハーバー」制度の導入

「新法」におきましては初めて法律の面における独占的協定に対する「セーフハーバー」制度の設置が明確にされています。2021 年 11 月に全国人民代表大会常務委員会が公布した「中華人民共和国独占禁止法(改定草案)」(以下「改定草案」という。)における「セーフハーバー」の水平的協定および垂直的協定への統一的な適用とは異なり、「新法」における「セーフハーバー」制度はただ垂直的協定のみ適用されています。

「新法」の垂直的協定が定められている第 18 条におきましては、「事業者が自らの関連市場における市場シェアの国务院独占禁止法執行機構の規定する基準への未到達、および国务院独占禁止法執行機構の規定するその他の条件の充足を証明することができるときは、これを禁止しない。」という旨が規定されています。従前の国务院独占禁止法執行委員会の「自動車業に関する独占禁止ガイドライン」と「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」におきましては自動車、知的財産権などの分野に適用される「セーフハーバー」制度が既に規定されており¹、「新法」の第 18 条におきましては上位法の欠陥が充てんされています。

同条におきましては、法律の面からの独占的協定の「セーフハーバー」制度の創設が規定されており、中小企業の独占的協定リスクに対する予測可能性の向上に資しています。しかし、これと同時に「セーフハーバ

¹ 「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」におきましては、競争関係を有する事業者の関連市場における市場シェアの合計が 20%を超過していないとき、事業者と取引の相手方の知的財産権にかかわる協定の影響を受けるいずれかの関連市場における市場シェアがいずれも 30%を超過していないとき、および関連市場において、協定における各当事者の支配する技術のほかに、合理的なコストをもって入手することのできるその他の事業者が独立的に支配している代替関係を有する技術が四または四以上存在しているときは、「セーフハーバー」の範囲内に画定されるものと示されています。「自動車業界に関する独占禁止ガイドライン」におきましては、関連市場において 30%以下の市場シェアを占める事業者は顕著な市場力を有していないものと推定される可能性がある、という旨が規定されています。

一」制度の利用を選択する予定の企業としましては、「セーフハーバー」制度を正確に理解し、市場の画定や市場シェアなどに対する正確な把握を行っておく必要があります。仮に市場の画定を誤り、または市場シェアの計算を誤っているにもかかわらず、「セーフハーバー」制度を盲目的に適用してしまった場合には、違法行為と認定される可能性が高いです。

3.2. 垂直的協定における抗弁事由の導入

このほか、「新法」におきましては垂直的協定の場合において「事業者が自らの競争排除・制限効果の不存在を証明することができるときは、これを禁止しない。」という旨が明確にされています。言い換えますと、垂直的協定も「競争排除・制限効果の存在」を前提とする必要がありますが、しかし、「新法」におきましては必ず個々の案件における「競争排除・制限効果の存在」を逐一証明しなければならないものと法執行機構に要求されてはならず、事業者が具体的な垂直的協定における「競争排除・制限効果の不存在」を自ら証明することができる、という旨のみが明確にされています。したがって、事業者は同旨を活用して関連の垂直的協定の適法性を主張・抗弁しようとする場合には、自ら証明する責任を負うこととなります。

4. ハブアンドスポーク協定に対する規制の明確化

「新法」におきましてはハブアンドスポーク協定が「独占禁止法」の規制の範ちゅうに組み入れられています。第 19 条におきましては「事業者は、その他の事業者の独占的協定の達成を組織し、またはその他の事業者の独占的協定の達成のために実質的なほう助を提供してはならない。」という旨が規定されています。現実におきまして、非常に多くの協定には実際のところ、いずれも一の仲介役を果たす組織者と維持者がおり、これらの者が各種の手段を利用して協定の達成と維持をほう助しています。このような状況の下では、非常に多くの協定は実際にはいずれもいわゆる「ハブアンドスポーク型カルテル」(hub-and-spoke collusion)に当たり、すなわち、自転車の車輪の様に中間の組織者が「ハブ」となり、一般的な参加者が「スポーク」となっています²。

独占的協定の認定につきまして、「新法」におきましては単純な水平的協定または垂直的協定という硬直化した二分法が見直されています。企業は必ず自社と水平的および非水平的な関係性(例えば、川上・川下企業、相隣関係を有する企業など)を有する事業者との競争の状況、ビジネスモデルおよび提携方法の潜在的なリスクポイントを全面的に評価しなければなりません。特に、一般的に取引において「ハブ」となる(多くのディーラーに接する)メーカー、(多くの小売業者に接する)卸売業者、および(多くのプラットフォーム内の事業者に接する)プラットフォーム企業は、日常的な取引における機微情報の交換、ルートの管理などに起因してもたらされるおそれのあるハブアンドスポーク協定のリスクに特に警戒する必要があります。

企業は自社の関連の独占的協定への直接の不参加を確保する必要があるだけでなく、さらにはその他の企業の独占的協定達成のための一切のほう助またはサポートの不提供を確保する必要もあります。例えば、企業はメーカーとしてディーラーを招集して会議を催す場合において、ディーラーの再販価格や販売計画をめぐる統一的な検討を組織するときは、比較的の高い法的リスクが生じるおそれがありますので、特に注意する必要があります。

² 「旧法」には事業者の「ハブアンドスポーク型」の方法を通じた独占的協定の達成に関する規定は含まれていませんでしたが、しかし、従前の数社の自動車新車メーカーがディーラーを組織して自動車と部品の価格を統一していた案件におきましては、ハブアンドスポーク協定の特徴が既に発生していました。関連の案件におきましては、ハブとなっていた自動車新車メーカー、およびディーラーが、垂直的価格制限と水平的協定の実施によりそれぞれ処罰を受けています。

また、「新法」におきましてはさらに第 14 条において事業者団体の「コンプライアンス経営」の義務が特に強調されており、違法行為に対する処罰の基準が引き上げられています。このため、事業者団体としましても、独占禁止法上のコンプライアンス構築の完全化には更に注意しておく必要があります。

(次回につづく)

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>